

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民全体の福祉の向上を図るため、議会の合意形成に努めること。
- (2) 市民の意見を適確に把握し、自己の意思形成に反映させ、議会活動について市民に対して説明するよう努めること。
- (3) 調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めること。

[第3条解説] 第2条と同様、第1条で規定した(目的)を達成するため、議員個人としての活動原則を定めています。

議員は、市民の代表としての責任を常に自覚し、一部の団体又は個人のためではなく、市民全体の福祉の向上のために、誠実かつ公正に職務を行うことで、常に市民から信頼を得られるよう努めなければなりません。また、議員は、市民のさまざまな意見の把握をし、それを基にした政策立案や政策提言を実施し、その議会活動については、市民に説明するように努めなければなりません。

このことからも、議員としての資質向上に努める必要があります。

第3章 議会と市民の関係

(情報共有)

第4条 議会は、議会の活動に関し、その意思形成過程が明らかとなるよう、市民に対し情報を公開し、市民との情報共有に努めるものとする。

[第4条解説] 議会は、市の予算や条例など、市民の生活に密着した事項を取り扱っています。そこで第2条(議会の活動原則)に則り、市議会だよりや市議会ホームページ、その他さまざまな手法により議会活動についての情報、特にどのような過程でその意思が形成されていくのかということを積極的に公開することで、市民の方々と情報を共有する必要があることをうたっています。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議(法第102条に規定する定例会及び臨時会をいう。以下同じ。)の公開のほか、すべての会議を原則公開とする。

[第5条解説] 第4条で示したように、議会の情報を公開し、情報共有を図るため、議会が開催するすべての会議は原則公開とするということを定めています。

(報告会等)

第6条 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

[第6条解説] 第2条(議会の活動原則)に則り、市民の方々に議案審査における議論の経過や意思形成過程、審査結果など、議会活動に関する情報提供をし、これを共有し、同時に市民の意見を把握するため、議会活動についての報告等を行う場を設けることを定めています。具体的な手段としては、議会報告会や意見交換会等の開催が考えられますが、効果的な手法は第18条で定める広報広聴会議で協議することにしています。

(市民意見の反映)

第7条 議会は、議会活動に関し、さまざまな手法により聴取した市民の意見を反映できるよう努めるものとする。

[第7条解説] 第6条の市民への報告の場やパブリックコメント等、さまざまな手法によって市民から得た意見を、議会運営や市政発展へ反映できるように努めることを定めています。